

対馬市建設工事成績評定書公表実施要領

（目的）

第1条 公共工事の入札契約事務手続きの透明性の向上を図るため、また工事の適正かつ能率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに工事の品質確保を図ることを目的として実施する建設工事の工事成績評定書及び再評定書（以下「評定書」という。）の公表の事務取扱いについては、この要領の定めるところによる。

（対象工事）

第2条 評定書公表の対象とする工事は、評定点通知を行う工事と同じとする。
（請負金額が500万円以上の工事）

（評定書の公表方法）

第3条 財政課において評定書の四半期毎分を閲覧により公表するものとする。

（評定書の閲覧期間）

第4条 公表する評定書の閲覧期間は、3ヶ月間とする。

（評定書の保存期間）

第5条 公表する評定書の保存期間は、5ヶ年（年度）とする。

（説明請求）

第6条 原則として公表した評定書に関する説明請求は受付ないものとする。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から適用する。

この要領は、平成19年8月1日から適用する。

この要領は、平成20年8月1日から適用する。